

大阪府中央卸売市場について

資料 1



環境農林水産部 中央卸売市場

1.大阪府中央卸売市場の概要

主たる供給区域図
(=府市場から生鮮食料品が
出荷される地域)

 大阪府中央卸売市場

 大阪市中央卸売市場
との重複区域



所在地 : 大阪府茨木市宮島 1 - 1 - 1
開設 : 昭和53年 (1978年) 4 月

阪神甲子園球場
約5個分！全国第7位

敷地面積 : 201,351 m²



大阪府中央卸売市場 主たる供給区域

茨木市、大阪市 (東淀川区、旭区、城東区、淀川区及び鶴見区に限る。)、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町

1.大阪府中央卸売市場の概要

○大阪府中央卸売市場の設置目的

大阪府中央卸売市場は…

- ①全国各地から集荷される生鮮食品を消費者に迅速かつ効率的に提供すること
- ②生産者に確実に迅速な販路を提供すること
- ③流通業者に安定的で効率的な取引の場を提供し、府民に対し安全安心な食品の供給を図ること



府民の台所を支える総合食品供給基地



1.大阪府中央卸売市場の概要

○大阪府中央卸売市場の特徴

- ・ 北大阪地域を中心とする、大都市圏の食生活を支える消費地市場
- ・ 主要幹線高速道路のインターチェンジに近い交通利便性、東京と福岡の間に位置する地理的優位性、広大な敷地という強み
- ・ 内陸部に立地し、津波に対するリスクが低いことに加え、災害時に非常用電源としても活用できる燃料電池発電設備を設置



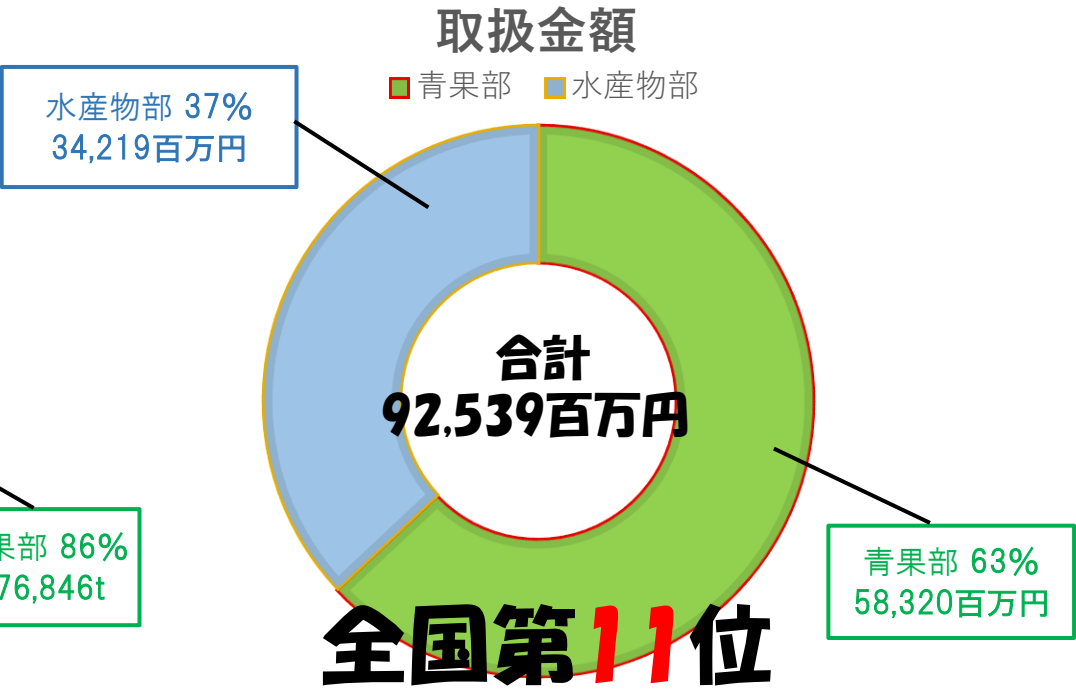
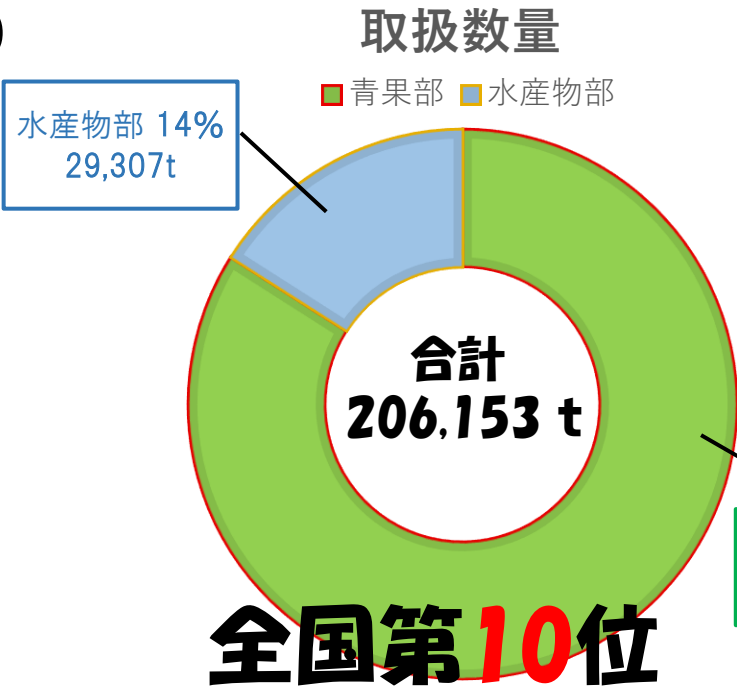
1.大阪府中央卸売市場の概要

○場内事業者（令和8年7月末現在）

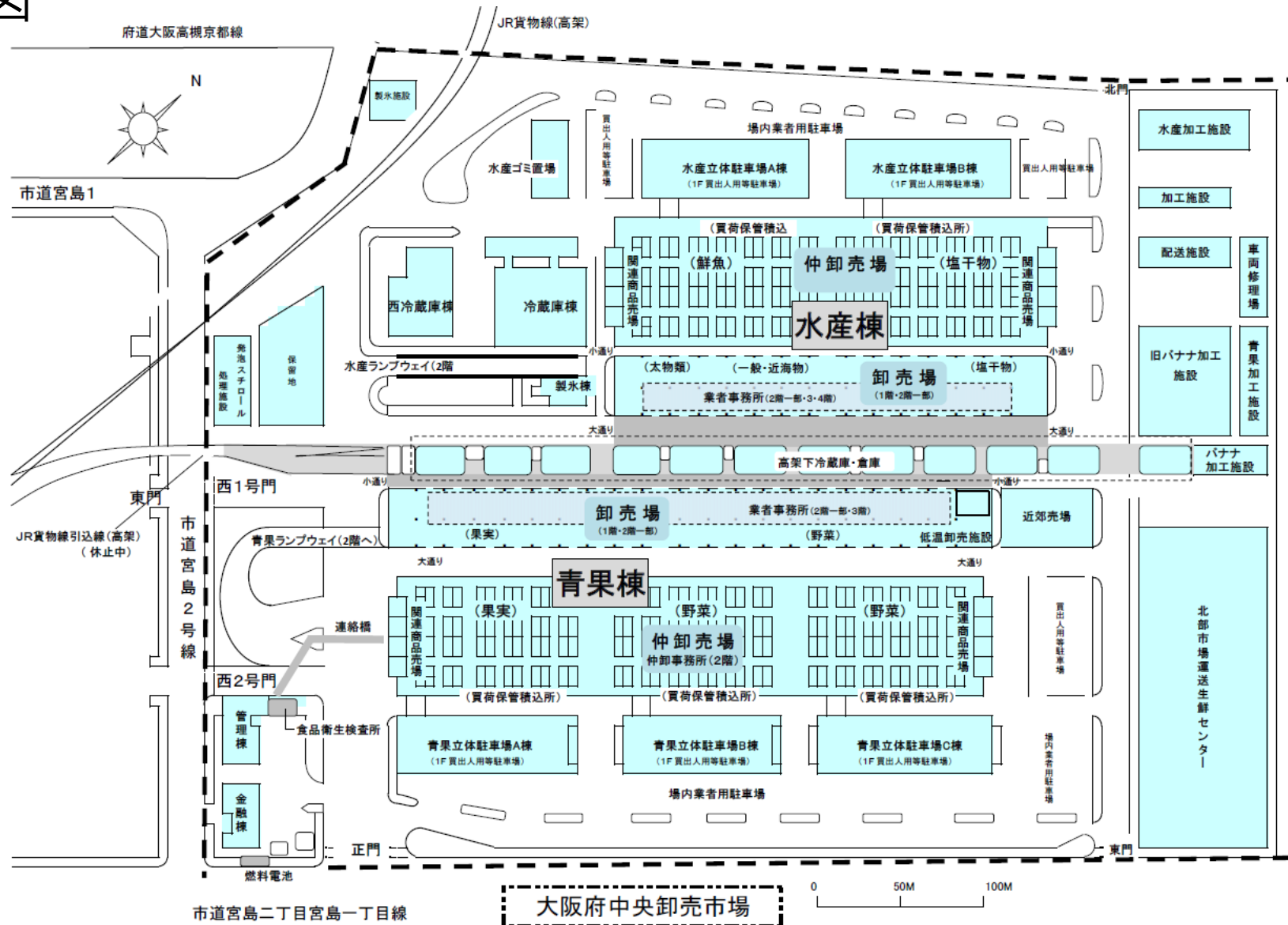
区 分	青果部	水産物部	合 計
卸売業者	2 社	2 社	4 社
仲卸業者	4 2 社（野菜25社/果実17社）	4 1 社（鮮魚30社/塩干11社）	8 3 社
売買参加者	4 5 者	—	4 6 者

○取扱高（令和6年）

野菜・果実
生鮮水産物
冷凍水産物
加工水産物
などを
扱っている！



○施設配置図



1.大阪府中央卸売市場の概要

○休開場日（令和8年）

1月 (19日)							2月 (19日)							3月 (21日)							7月 (21日)							8月 (20日)							9月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7										1	2	3	4	5							
										●							1	2	3	4									●												
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11														
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14								
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21								
25	26	27	28	29	30	31				●				22	23	24	25	26	27	28	26	27	28	29	30	31				●											
			●							●				29	30	31																									

4月 (21日)							5月 (21日)							6月 (22日)							10月 (22日)							11月 青(19日) 水(21日)							12月 青(22日) 水(23日)						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
			1	2	3	4						1	2				3	4	5	6					1	2	3	1	2	3	4	5									
			●														●										4	5	6	7											
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12									
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19									
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	18	19	20	21	22									
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26									
							31										●				29	30						29	30												

凡例
条例上の休日(71日) (臨時開場日を含む)
臨時休業日(46日) ●
臨時開場日(2日) ○
青果部のみ臨時休業日(3日) ★

○せり時間

- ・ 野菜

午前5時15分から「朝市」
午前9時30分から「昼市」
午前6時から「近郊野菜」※
- ・ 果実

午前8時から
- ・ 生鮮水産物

午前4時15分から「太物類（マグロ）」
午前4時50分から「一般・近海物」
午前4時40分から「四十物（塩サバ等）」
午前5時から「ちりめん」
- ・ 加工水産物
- ※季節により変動があります。

1.大阪府中央卸売市場の概要

○アクセス

【自動車を利用する場合】

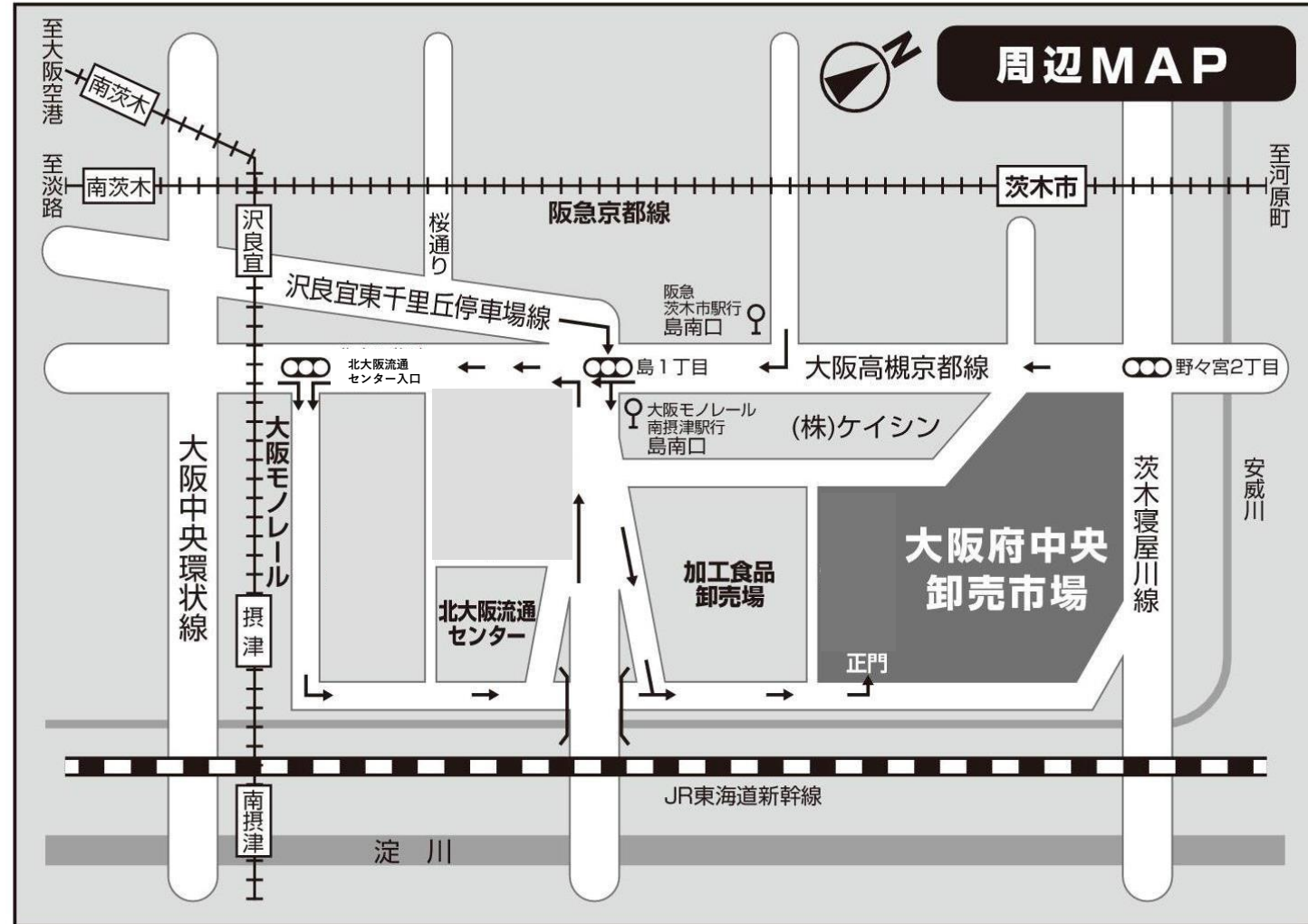
①大阪中央環状線「北大阪流通センター入り口」より2.5km

②茨木寝屋川線「淀川新橋」より3.6km

【公共交通機関を利用の場合】

①阪急京都線「茨木市」駅下車→近鉄バス（南摂津行）
→「島南口」下車（徒歩約8分）

②大阪モノレール「南摂津」駅下車→近鉄バス（阪急茨木市行）
→「島南口」下車（徒歩約8分）



2.指定管理者制度について

全国の中央卸売市場で唯一

指定管理者制度を導入している

【現在の指定管理者】（指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日）

大阪府中央卸売市場管理センター株式会社（茨木市宮島1-1-1）

 経営努力・改革により、コストを削減

市場事業(活性化事業、修繕事業等)へ投資・還元

2.指定管理者制度について

指定管理者

大阪府

施設の利用関係

- ☐ 使用許可(施設・駐車場)、指定
- ☐ 利用料金、光熱水費、ごみ処理負担金の徴収、督促

施設の管理関係

- ☐ 警備、清掃、廃棄物処理、設備管理
- ☐ 小規模な修繕、改修

市場業務関係

- ☐ 市場日報・月報・年報の作成公表
- ☐ 事業報告書の配布・受理・システム入力
- ☐ 経営状況報告書のデータ作成
- ☐ 市場流通状況調査

市場活性化事業(ハード・ソフト)

- ☐ 市場全体の活性化事業の企画・実施
- ☐ 川上・川下との連携
- ☐ 料理教室の開催
- ☐ 栄養系大学との連携
- ☐ 市場見学会の充実

- ☐ 卸売業務、仲卸業務に関する認定、検査、指導
- ☐ 施設設備の整備
- ☐ 大規模改修

3.指定管理者制度の会計について

○会計スキーム

